

処理困難物の有料回収を実施します (生活安全課)

ごみ集積所に出せないごみ(処理困難物)の有料回収を次のとおり実施します。

○日時 2月24日(日)

午前9時～午前11時

○実施場所 役場西側

○処理手数料

区分大 2,000円

区分中 1,000円

区分小 500円

○処理方法

当日、処理困難物を役場まで搬入してください。

○当日回収できないもの

- ・ お店や事業所から出るごみ
- ・ 農機具
- ・ テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機含む)及び冷蔵庫(冷凍庫含む)の家電4品目
- ・ その他一般廃棄物でないもの

【戸別回収を希望される方】

役場まで処理困難物の搬入が困難な方については、別途、戸別回収も実施しています。

戸別回収を希望する方は、事前にお申し込みが必要ですので、次の受付期間中に生活安全課まで電話にてお申し込みください。

○戸別回収申込み受付期間

2月4日(月)～20日(水)

午前8時30分～午後5時
(役場閉庁日を除く。)

○戸別回収手数料(処理費込み)

区分大 3,000円

区分中 1,500円

区分小 800円

■衣類(資源ごみ)の回収を実施します。

町では、資源の有効活用推進のため、処理困難物の回収とあわせて、衣類の回収を実施します。限りある資源のリサイクルに、ご協力をお願いします。

○日時 2月24日(日)

午前9時～午前11時

○実施場所 役場西側

○回収方法

透明なゴミ袋に入れて持参してください。

○回収できない衣類

- ・ 濡れた物、破れた物、汚れのひどい物、ユニフォーム、学生服、会社の制服等
- ・ 事業所などから排出されたもの(作業着、工場で発生した裁断クズや余布等)
- ・ その他のもの(布団、カーペット類、スリッパ、着物・帯はんでん、帽子、靴下、スキーウェア類、両合羽等)

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

小規模契約希望者登録制度の随時受付をしています (政策財務課)

町では、「小規模契約希望者登録制度」の受付を随時行っています。内容は次のとおりです。

①町が発注する小規模な工事や修繕の契約のうち入札参加資格申請をしていない方でも契約することが出来る「少額で内容が軽易、履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、指名業者選定の対象にすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

②随時受付し、有効期間は2年として、支障がないと認められた場合には自動更新となります。

③登録者名簿は、契約の透明性向上のために一般に公開(閲覧)します。あらかじめ、ご理解のうえ申請してください。

○申請できる方

町内に主たる事務所を置き、入札参加資格審査申請書を提出していない方

○申請できない方

(1)町内に主たる事務所を置いていない方(他の市町村に本店がある場合等)

(2)成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない方

(3)入札参加資格審査申請書を提出している方

※申請が受理された方は、「五霞町小規模契約希望者登録名簿」に登録されますが、町が発注する小規模契約の指名や契約を約束するものではありません。

○お問い合わせ

政策財務課 財務G

☎(84)1111 (内線222)

水道管の凍結にご注意ください (上下水道課)

寒さが厳しくなる季節になると、水道管や水道メーター等が凍結し、水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

○特に凍結しやすい場所

・ 風当たりが強い戸外にある水道管

・ 北向きで、日陰にある水道管

・ むき出しになっている水道管

○防寒の仕方

水道管に保温材を巻く。

※じゃ口が破裂しやすいので、上部まで完全に包んでください。

※保温材がない場合は、身近なもので毛布や布などを利用してください。

○水道管が凍ってしまったら

自然に溶けるのを待つか、タオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をかけて、ゆっくり溶かしてください。

※急に熱湯をかけると、水道管やじゃ口が破裂する場合がありますので、ご注意ください。

○水道管が破裂してしまったら

宅地内のメーターボックス内にある止水栓を締め、指定工事業者に修理を依頼してください。

止水栓の場所が分からない場合、破裂した部分にタオルやビニールテープを巻きつけ、応急処置をして、指定工事業者に修理を依頼してください。

※指定工事業者は、町公式ホームページに掲載しています。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000 (直通)

町の情報をメールマガジンで発信しています。ぜひご登録を!



※通信費は個人負担となります

